



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ合衆国における正教分離の原則（7）
Author(s)	熊本, 信夫; KUMAMOTO, Nobuo
Citation	北大法学論集, 19(1), 181-217
Issue Date	1968-08-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16100
Type	departmental bulletin paper
File Information	19(1)_p181-217.pdf



アメリカ合衆国における政教分離の原則 (七)

熊 本 信 夫

目 次

序	第三節 憲法第六條三項と修正第一條制定以後の状況（以上本誌一五卷四号）
第一章 植民地時代	第四節 修正第一條の解積
第一節 教会と植民地における政治の結合	第五節 修正第一條の成立と州への適用（以上本誌一六卷一四号）
第二節 教会と植民地における政治の分離	第三章 物質的援助の問題
第三節 宗教的寛容と政教分離の原因（以上本誌一五卷三号）	第一節 宗教団体經營の施設に対する援助（以上本誌一六卷四号）
第二章 修正第一條	第二節 教区校児童に対する教科書等の供給問題（以上本誌一七卷一号）
第一節 修正第一條制定以前の状況	
第二節 憲法第六條三項と修正第一條の制定	

料 第三節 教区校児童に対する無料バス輸送の問題（以上本誌

一八卷二二号）

資 第四節 教派所属教育機関に対する資金援助をめぐる判例と

最近の立法

第一項 州における判例

一 問題の所在

二 教派大学の施設に対する援助の問題

第二項 連邦政府による最近の立法

一 問題の所在

二 一九六三年高等教育施設法

三 一九六五年初等中等教育法

四 一九六五年高等教育法

第三項 まとめ（以上本号）

第四章 宗教教育および宗教的儀式に対する援助の問題

結 び

第四節 教派所属教育機関に対する資金援助を

めぐる判例と最近の立法

第一項 州における判例

一 すでに本章第一節第一項の、宗教団体経営の施設に対する援助の問題において触れたように、宗教団体付属の教育機関に援助

を与える事例は違憲と解せられる傾向にある。たとえば、そのような例として、サウス・ダコタ州のダコタ長老会对州事件⁽¹⁾、カンザス州のアチソン鉄道会社対アチソン事件、およびケンタッキー州のウイリアムズ対スタントン評議員会事件⁽²⁾がある。いずれも宗教団体の経営になる施設に対し、国が公金を支出するのを違憲としていっているものである。

これらの判例は、いずれも一八九一年、一八九二年、一九一六年のものであって、その意味から考えるとこれらの州の場合、宗教団体経営の学校に対する直接援助の問題はすでに否定的に解決されていると言ふことになる。サウス・ダコタ州の場合は教派の大学に対する教師の資格取得の委託教育費用を支払った行為が、またカンザス州の場合には市による教派の大学に対する施設費の支出が、そしてケンタッキー州の場合には教派の大学内部に公立校を開設し、州が教育費を同大学に支払った行為がそれぞれ州憲法に違反するとされたのである。このことから考えると、右の種類の行為はすでにかなり古い時代に結論が明らかとなつてい

る問題と言ふことになる。
ところが、次節にもあげられるように、このような教育機関に対する直接的な経済援助が容認される傾向が示される。その理由は、

児童、生徒の教育の質を向上させるため、国家による強力な援助が必要である、とするところにある。

このような考え方が是認される背景には、すでに触れたエヴァンソン判決以来の、児童福祉論を前提として、その拡張的解釈を認めることによって、修正一条との調和を考える立場があるのである。右にあげた州の三つの判決においてそれぞれ否定された理由は、それらの援助がいずれも国による直接的な援助となっているところにあることは言うまでもない。この意味で直接的な経済援助は修正一条に違反する、とする命題が自明のものとして受けとられるに至っていた、と言い得るのである。

これに対し、エヴァンソン判決の「児童福祉論」が裁判所によって肯定された理由は、宗教団体に対する直接的な援助ではなく、児童そのものに対するものであって、その援助の範囲は一般の児童の場合と同様な程度にとどまるとする点にあったのである。従って、これまで見てきたところでは、修正一条の下で宗教団体に対する援助が認められるのは、それが一般の児童、生徒の福祉に役立つ限りにおいて、その利益を私立校、および教区校児童、生徒にも及ぼす、とする点にある。つまりこのことは、裏を返して言えば修正一条の存在は、教区校あるいは宗教団体の経営する学

校に通学することをもって、右の一般的利益の受益者たる地位を奪うものではない、と言うことになる。

少なくとも一九四〇年代においては右の解釈にとどまっていた、と言うことができよう。しかし、連邦政府による、一九五八年の国家防衛教育法を嚆矢として、その後の一九六〇年代の三立法の段階では、右の一九四〇年代までの、児童自身に対する直接援助は認められるが、宗教団体に対する直接援助は認められない、とする命題に変更を余儀なくさせつつある。

この点ではいまだ連邦最高裁による判決は出されていないが、立法の内容そのものには右の趣旨がうかがえるのである。この点に対する反論も強いが州の最高裁判ではこの点につき、肯定的に解した事例が出されるに至っていることは注目してよい。本節第一項にあげるメリーランド州最高裁判決⁽⁴⁾がそれである。ここでは直接的な資金の支出を、学生の資質向上を目標としたものであること、それら資金が宗教活動とは無関係な分野に使用されていることが明らかであること、この資金援助を受ける施設が宗教的な色彩を有していないこと、等を理由に合憲としたのである。

第二項は右の諸点に鑑み、連邦政府による教育計画の中で、私

立校、教区校に対する援助が具体的にどのような進められているか、を立法の内容の検討を通じて明らかにしようとして試みた。これらの立法において、宗教団体の経営にかかる私立校に対し認められる援助の形態は、一九四〇年代のそれと比較し、より直接的である。これが是認される理由として現代における理科教育の重視、およびその必要性があげられている。従ってここでは、児童福祉論乃至公福祉論の拡張解釈が示される。これを段階的にあげると、まず、第一の段階では援助は児童そのもの、に対するものであり、エヴァンソン判決がこの立場に立つことは明らかである。第二の段階では援助は児童そのものに対するほか、児童の使用する学校備え付け用品を含むに至る。一九五八年の国家防衛教育法の立場はそれである。更に第三の段階では、右以外の建築物等の施設に対する援助が示されるのである。一九六三年の高等教育施設の立場はこれを示すものである。また次にあげるメリーランド判決もこの範疇に属するものであることは明らかである。

このように最近の立法、判決を含めて考えてみると、国家による宗教関係に対する経済的援助の問題は、国家の一般目的である教育水準の向上を遂行する際の、援助の限界、およびその基準をいかに定めるか、と言う点にかかると言うように思われる。

- (1) Dakota Synod v. State, 50 N. W. 632, (1891). 三章一節 一項 [10] (一六卷四号一七一一八頁) 参照。
- (2) In Atchison, T. & S. F. R. Co. v. Atchison, 23 Pac. 1000, (1892). 同 [12] (同一一九一二〇頁) 参照。
- (3) Williams v. Board of Trustees 188 S. W. 1053, (1916). 同 [15] (同一一三一一二四頁) 参照。
- (4) 8 A Journal of Church and State 410. (1966).
- (4) Horace mann League v. Board of Public Works of Maryland. Ibid. 401.

二 教派大学の施設に対する援助の問題

〔1〕 右に述べたような立場から生じた問題として、メリーランド州議会によって制定された四つの制定法(これは後にあげるように宗教団体付属の大学の施設整備資金の支出を定めるものであるが)の合憲性が問題とされている。すなわち、一九六六年のメリーランド最高裁のホーレス・マン・リーグ対公共事業委員会事⁽¹⁾ Horace Mann League v. Board of Public Works である。

事案は、メリーランド州議会が以下の四教派大学、すなわち Hood College, Western Maryland College, Notre Dame College および St. Joseph College に対して、その施設整備費として前二者にそれぞれ五〇万ドル、後二者にそれぞれ七五万ドル支給する

ことを定める四つの制定法を制定したことはない。これらの資金はいずれも、大学における以下に触れる教育施設の建設、整備にあてられることとなっていた。

これに対し、原告ホーレス・マン・リーグ他九人の市民が納税者として右制定法の合憲性を求め、一九六三年九月一〇日同州アン・アムンデル (Anne Amundel) 郡の巡回裁判所に訴状を提出した。原告代表はレオ・プエファー (Leo Pfeffer)⁽²⁾、被告は同州知事、財務長官、公共事業委員会および右の四大学である。

右に言う施設は、以下の通りである。すなわち、

(1) United Church of Christ に属する女子大学である Hood College では寮および教室用校舎、

(2) Methodist church に属する Western Maryland College では科学研究用校舎一棟、および食堂用ホール、

(3) カトリック教会に属する Notre Dame College では科学研究用校舎、また、

(4) 右と同系の St. Joseph College では右と同様科学研究用校舎、

となつている。

原審ではこれらの施設につき、一九六四年一月三〇日から一

三日間にわたる事実審理を行ない、翌六五年三月一日、原告請求を棄却する判決を下した。同審のダケット (Docket) 判事はその理由として、

- (1) ホーレス・マン・リーグは原告適格を欠し、これに対し、
- (2) 他の納税者たる原告等は原告適格を有する、しかし、
- (3) 原告等の本案請求は理由がない。その理由は、同法に定める公金の支出は、メリーランド州憲法の禁ずる宗教援助となるものではない、

として、これら支出を定める立法は合憲であるとした。

これに対し、右原告等は同州最高裁 (the Maryland Court of Appeals) に上告した。同裁判所は原審判決のうち、右(1)、(2)点につきこれを維持し、本案請求たる(3)点については、Hood Collegeにつき原審判決認容、他の三大学については以下にあげるように、これらが宗教的施設であることを理由に原判決を破棄し、原審に差し戻した⁽³⁾。

同州最高裁は裁判長プレスコット (Prescott) 判事が代表意見を述べ、これにはオッペンハイマー (Oppenheimer)、キーティン (Keating)、パワーズ (Powers) の各判事が賛成した。後に触れるようにこれには三人の反対意見がある。

料 多数意見は、初期ローマ帝国におけるキリスト教徒迫害の歴史

資

を引用することからはじめ、政教分離論を歴史的に展開した後、これらの歴史的事実が我々に示しているのは、「人間の政治の世界における教会と国家の結合は地上に平和も、人間に善意もいずれももたらしはしなかった」のである、とその基本的態度を表明した。このような立場から、裁判所は、修正一条が採用されたのは、教会と国家を分離しておくことが政府、宗教および人間にとって最も適当であると判断した結果に基づくのであり、被告が主張するような、宗教施設に対する援助が「立法上の慣習」であるとする見解を否定した。更に裁判所は、過去二〇年間、問題とされてきた、バス輸送、解放時間制、聖書朗読、祈禱、日曜立法等の問題が、連邦最高裁において取り扱われてきた事実を当事者双方が十分に知悉していることを指摘し、ついで、マレイ対検査官⁽⁴⁾事件における租税免除の判決を次のように引用した。すなわち、

「もし制定法が非宗教的目的と宗教的目的の両者を促進している場合、そこで許容される目的達成の方法は、それが国家による宗教の促進とならない手段により可能であったかどうか、の審査にかかるのである。」

裁判所は、宗教を援助するためには公金のいかなる部分をも支出してはならない、とする歴史のおよび裁判上の資料を強調しながら右の引用を行なった。また、エヴァソン対教育委員会事件⁽⁵⁾の

「多かれ少なかれ、いかなる部分の租税も宗教活動、宗教施設を維持するために徴収することはできないのであり、それらの活動、施設がどのような名称で呼ばれようと、あるいはそれらが宗教を指導し、実践するためどのような形態をとろうとも同様に課税することはできないのである。」

を引用した。重ねて裁判所は一九六三年の学校区対シエンプ事件⁽⁶⁾ Abington School District v. Schempp の、聖書朗読判決におけるクラーク (Clark) 判事の意見から、憲法の容認する基準を次のように引用した。

「その基準は以下のように述べられるかも知れない。すなわち、その法令の目的および当初の効果は何であるのか。もし宗教の発展あるいは抑圧のいづれかがあるとすれば、右法令は憲法が規定している立法権の範囲を越えることとなる。」

国教条項からの非難に耐えるためには、その法令は宗教を促進も抑圧もするものではないところの、非宗教的立法目的および当初の効果を持つものでなければならないのである。⁽⁷⁾

ところでこのシエンブ事件における、憲法の容認する基準についての引用部分につき、本件の原審裁判所とこの上告審裁判所とはそれぞれ異なる了解をしていると思われる。

すなわち、原審では、ここで言う「非宗教的目的」または「効果」が問題の法令の中に存在する場合には、修正一条の要請は十分満たされたと解すべきであり、これにともなう宗教に対する援助が行なわれたかどうかは必ずしも重要ではない、とする立場から、本件の場合にはこの要請が満たされている、とする解釈に立っているように思われる。

これに対し、この州最高裁では右の「非宗教的目的」の要請を前提として、シエンブ事件を右の要請を満たすものと解する立場に立ち（しかしこの点は第四章に触れるようにシエンブ事件で問題となった法令にはこのような「非宗教的目的」を見出すことは困難である）、⁽⁷⁾「非宗教的目的」を広範闊なものとしてとらえているように思われる。そして、この意味で本件の場合の合憲性を決定するのにも、右の「非宗教的目的」が含まれているかどうかを基準として思うように思われる。州最高裁判所はこの原審裁判所の判決の審査基準について要旨次のように述べている。

原審裁判所は、この立法の表示するところ、その歴史、その運

用上の効果のいずれかに示されている立法目的が、宗教を援助するために国の強制的権力を用いているところとなっているかどうかによって、この州の立法による資金の支出を憲法上容認することができるとかを決定しようとしている。この意味から、援助の対象となっている施設が宗教的なものであるかどうかを決定するため、おのおのの施設における宗教的儀式、およびそれが行なわれている方法、熱意、頻歩について考慮することを必要とするのである。

原審において被告人は、ブラドフィールド対ロバーツ事件、クイック・ベア対リュープ事件、カ克蘭対ルイジアナ事件⁽⁸⁾を引用した。しかし、これに対し原審裁判所は、修正一条の下での憲法問題を取り扱ったものではなく、従って本件とは直接に関係を持つものではない、としたのである。また同裁判所は一九六一年の連邦最高裁のマクゴワン対メリーランド事件 *Mc Gowan v. Maryland*⁽⁹⁾ に触れ、これら被告人が引用する諸判決ではたまたま「まったく偶然に宗教に」(in a Purely incidental manner) 宗教に対する利益が及んだのにすぎない、と述べた。

このように原審裁判所の態度をとらえた同州最高裁判所は、本件における各大学に対する公金支出の合憲性を以下のような要素

料に基づき、決定した。

資

- (1) 大学の目的。
- (2) 大学の人事構成。これは評議委員会、大学行政職員、教授団、学生団体がある。この場合、大学が宗派的であるかどうかの基準として、評議委員会に対する宗教的コントロールの実質の有無について特に考慮が払われなければならないこと。
- (3) 宗教的組織および団体と大学との関係。この関係は所有権の範囲、財政援助、大学の職員たる資格およびその取得要件、宗教的目的、および大学を後援する教会との関係の諸点を含むものである。
- (4) 大学の一行事での宗教の位置。これは物理的環境の中の宗教的表現の程度、大学によって後援され、促進される宗教儀式の程度、学生に対する参加の要請の程度、大学を維持する教会以外の教派の宗教的活動を大学が後援し、促進する程度、および大学のカリキュラムおよび臨時カリキュラムの中での宗教の位置づけを含む。
- (5) 大学のプログラムの成果あるいは結果としての特定の資格取得証書、および卒業生の活動の性質および性格。

(6) その社会における当該大学の役割およびイメージ⁽¹⁰⁾。

以上にあげた要素を前提にして州最高裁判所は問題の四大学のそれぞれについての証拠を審査した。まず、

(一) フード・カレッジ (Hood College) につき次のように認定した。

同大学は United Church of Christ (U. C. C.) に付属する一般教養課程を中心とする大学 (a liberal arts college) である。同大学は女子大であるが、ここには、あらゆる信仰を有する学生が入学し、三五人の理事者のうち七人は U. C. C. の機関から選任され、職員、教授団、学生に対しては宗教的要件は求められず、これら構成員は宗教的に多くの教派の所属員からなっているのである⁽¹¹⁾。更に同大学は宗教哲学の学部 (a department of religion and philosophy) を有するが、同学部の教授団の資格要件は特定の宗教に限定されてはいない。また大学のメンバーには教会出席を義務としているが不参加が可能であり、その宗教儀式は各教派の聖職者によって行なわれること。

裁判所は以上の点を認定の上、同大学は修正一条の下で法律が意味する教派的な大学とは言えないこと、従って同大学に対する州の公金の支出が許容されないとはいえないとした。更に、同大

学の、宗教について表明された目的は、強烈な、過激な、熱情的なものではなく、主として同大学の歴史的事情に依存しているのである、とした。結局裁判所は、

「それ故にここで問題となっている資金支出の本来の目的は宗教を援助、または支持するためのものではなく、……：婦女のための教育施設を整備するところにあるのである。(そしてもし、宗教を援助する要素が幾分かでもあるとすると、それは偶然的なものであって、その性質上きわめて徹々たるものには「きかない」)」

のであって同法は修正第一条に反するものではない、とその内容認の理由を述べた。⁽¹¹⁾
また、

(一) ウェスタン・メリーランド・カレッジ (Western Maryland College) について次のように認定した。

同大学はキリスト教哲学をもって、キリスト教の信仰の真理、価値を中心として、高等教育を行なうことを目的とするものである。同大学の学則は理事会のメンバーの三分の一以上は Methodists の聖職者でなければならぬ、と定める。教授団および学生団体のメンバーは主としてメソヂスト教徒であり、ほとんどす

べては Protestant である。また大学はキリスト教哲学を有することをもちて教授団のメンバーの要件として求めているのであり、無神論者 (atheists) を雇用していない。プロテスタントの宗教儀式とは全学生が参加を要求され、また大学のカリキュラムの中に儀式への参加が組み込まれていた。

このような認定に基づき、裁判所は、同大学が修正一条の下での法的な意味での教派的な施設であることは明らかであること、従って、同大学に対する資金の供与は違憲である、とした。裁判所は一九六三年のシェンブ事件⁽¹²⁾におけるダグラス判事の賛成意見から、「国教を定める最も効果的な方法は、当該施設に対する財政援助を行なうことである」を引用し、同大学に対する援助を容認できない、とした。⁽¹³⁾

次に裁判所は、

(二) ノートル・デーム・カレッジおよびセント・ジョウズ・カレッジ (Notre Dame and St. Joseph Colleges) についてのように述べた。

両大学はカトリック教会に所属し、同教会の命に従って運営され、その目的はきわめて宗教的なものである。従って、ノートル・デーム・カレッジではカトリックの生活指針が導入され、指

導されている。同大学で建設予定の科学部門の建築物内に設けられる各クラスは祈禱をもって開始されることが予定されており、またセイント・ジョズイフ大学の場合はその建築物には十字架、聖像および水盤を設置することが予定され、また両大学の教授団は聖職命令および宗教上の指令によって著しく左右され、学生のはほとんどはカトリック教徒となっている。更に両大学の運営の財政援助はカトリック教団 (Catholic Order) によって行なわれている。

このような状態に鑑み裁判所は、これらの大学に対して行なわれる供与金が結局これら大学を維持する教団を援助することとなる、と裁判した。

プレスコット裁判官は更にメリーランド州の憲法問題について触れ、要旨次のように述べた。

原告はこれら資金の供与が連邦憲法に反するだけではなく、州憲法に反すると主張するが、州裁判所の従来の諸判例の立場に照らして考えてみるに、本件のような学校建設のため私的教育施設に資金を供与することは公的な目的を達成するための支出となるのであって原告の主張を容れることはできない。

またこのような資金の供与が州憲法三六条に反するかどうかの

問題がある。同条中には次のような規定が置かれている。

「……………、何人も、契約に基づく場合を除いて、礼拝の場所におもむき、あるいは聖職者を維持し、これを援助することを強制されてはならない」

しかし、右の規定以外に、メリーランド州が宗教的組織によってコントロールされる学校に対し公金の支出を明示的に禁ずる規定はないのであって、このような明示的な憲法の禁止規定を持たないのはヴァーモント州と二州であるが、このような点から考えてみて本件における公金の供与を違憲とすることはできない、とした。

この多数意見に対し、ハモンド判事 (J. Hammond) は要旨以下のような反対意見を述べた。これにはホーニー (J. Honey) マーベリ (Marbury) 両判事が賛成した。

ハモンド判事の意見は、原告が訴訟要件を満足させていること、およびこれら四大学に対する公金の支出はメリーランド州憲法に反するものでないこと、の二点においては右の裁判所意見と同様である。同判事の反対意見は、多数意見が三大学に対する公金の供与を連邦憲法違反とした（先に触れた本件の裁判所意見のうち(一)、(三)および(四)の部分を指す)点について述べられたもので

ある。その理由は以下の四点に基づく。

- (1) メリーランド州は過去一八〇年以上の間、私的高等教育に対し、計画的にかつ公平に援助を行ってきたものであること。
- (2) これらの援助は連邦および州法の下で公的な目的に資するものと認められること。
- (3) これら四大学は他の一般教養を主とする大学 (liberal arts college) によって行なわれる通常の教育と同様な教育を行なっていること。すなわち、通常の教育課程がこれら大学において要求され、特定の教会または教派の教養、教条、あるいは指導が行なわれてはいないこと。またこれら宗教的要素は通常教育の中に織り込まれ、それを妨げているものではないこと。また公金による建設予定の建物は、「宗教的儀式および教育」に用いられるものではないこと(多数意見では、これら建築物内での宗教的儀式、教育が行なわれる点を指摘する――筆者傍点および註)。

- (4) 現代における急速な高等教育の発展の必要性に因應するためこれら私立大学の施設の拡張、充実が必要とされていること。⁽¹⁶⁾

以上四点に統けて同判事は、本件の問題が結局、宗教的命令に基つてコントロールを受ける大学の通常教育に対する公金の支出が、国教条項に違反するかどうか帰すると述べ、アービント

ン学校区対シェンブ事件⁽¹⁷⁾での連邦最高裁判所の以下の意見を強調した。

「国教条項からの非難に耐えるためには、宗教を促進も抑制もしないところの、非宗教的立法目的および本来の効果が存在しなければならぬ。」

裁判所は本件においては、このような本来の目的、効果が存在するのであって、州の供与金からの、教会乃至宗教に対してなされる援助、あるいは利益は「きわめてわずかな部分であり、しかもまったく偶然的なものにすぎない」とした。

更に同判事は、私立高等教育施設に対する、国による援助を達成するための他の合理的な方法はないのであって、本件においてとられている方法は必要不可欠のものである、とした。⁽¹⁸⁾

このように本判決は四対三の多数意見、少数意見により、本案請求につきブード・カレッジについて原審判決を認容し、他の三大学については原判決破棄、差戻の判決を下したものである。

一六四九年に「メリーランド寛容法」を制定した同州におけるこの判決が持つ意義はきわめて大きい。すなわち同州議会におけるこのような資金の供与を認めた立法法の判定の背後には、次節に

触れるように、高等教育に対する連邦の積極的態度があるのを否定することはできないのであって、国家が積極的に介入して教育水準の向上を目指すことは福祉国家の要請からも首肯されることである。この場合、国の援助が州憲法（同州の場合は多数意見も触れているように具体的にそれら宗教的施設に対する公金の支出を禁止している規定はみられない）、および連邦憲法修正一条に抵触するかどうかについては十分の考慮が払われなければならないことは言うまでもない。ただ同州の場合、基本的には憲法が政教分離を目標としているというよりは、宗教的寛容による信教の自由を目標としているのであって、この点は本判決を考える上に指摘しておいてよいと思われる。従って、立法の基本において、これまで取り扱ってまた合衆国の多くの州のように政教を分離すると言う姿勢は必ずしも強いものとは考えられないように思われる。原審および本判決の反対意見の立場はまさにこの点を基礎として述べられているように思われる。

この判決が持つ意味については多くの立場からその問題点を指摘することが可能であろう。

まず第一は、この判決につき連邦最高裁判所に対して上告する場合かどうか、の点であろう。すでに同州司法長官は本件につき

移送命令 (Writ of Certiorari) を求める申立を提起しているのである。これを受けて連邦最高裁判所が移送命令を出すかどうかは同最高裁の裁量にかかるのである。⁽²⁰⁾

第二に、仮に右判決に対する上訴がなされない場合、あるいは連邦最高裁がこれを受理する場合のいずれにおいても、本件判決の効力は同州にのみとどまる。しかし、事実上は他の諸州に対しても強い影響力を及ぼすことは当然予想される。この判決は、教会関係の大学の建築物に対する公金の支出問題につき、修正第一条を適用した唯一の事件であることはすでに触れた。従って、本判決が確定することによって、右の施設に対する支出が本判決の示した基準によって大きく左右されることとなる。

第三に、本件判決はこのような公金の支出問題を正面から憲法問題として取扱った。判決の要旨は、結局州の市民に対する通常の高等教育を行なうための施設の拡充、建設が、広く宗教心を育成するための施設を拡充する一環として行なわれる場合には、違憲であるとするものである。裁判所の考え方は、非宗教的な目的が「宗教を促進しないような方法で達成され得る性質のものであるならば」、そのような方法をとらずに公金を支出することは憲法に違反するとする点にある。しかし、反面において裁判所は、

本件では「州が宗教的活動を促進する目的を有するものでなく、州内の非宗教的教育施設に対して与えると同等の供与金を、このような宗教団体の設立にかかる教育施設に支出することにより、州が必要としているところの通常の目的を達成することは可能である」としている点にも注意しておく必要があろう。

第四に、裁判所は、フッド・カレッジ (Hood College) に対する訴えの部分について上告人の主張を認めなかった。しかし、この点はこの判決の持つきわめて重要な点と言えるであろう。

原告の基本的な主張は、公金の一切が「宗教的施設」(religious institution) に対して供与されてはならない、とするものである。しかし裁判所は、右の主張に対する被告の側の主張、すなわち、「原告の見解は、当該施設において一切の宗教的な性質を帯びているものが排除されないかぎり、公金の受理は不可能である」とする見解を否定しているのである。

右に示したように被告の主張は、あらゆる宗教的性質を有するものを排除しないかぎり公金の使用は認められないのだ、とする立場に立っており、この意味では、厳格な絶対分離論の立場に立つことは明らかである。このような被告の主張に対し、裁判所の見解は、少なくとも教育施設と宗教的施設との間には本来明確な

区別を設けることが出来ない、とする初期植民地時代以来の教会の役割に対する伝統的な考え方に立っているように思われる。このことは裁判所の次の意見から看取することが可能であろう。

「……このような法的な意味において教育施設が宗教的なものであるかどうかということは本来はつきりとしなない、とらえがたい問題なのである。従って我々はこれまでこの点につき確固たる原則を宣言しなかったのであり、事情の全体に立脚して個々の場合につき判断を下してきたのである。……」

しかし、このことは裁判所が宗教的施設と非宗教的施設の間には何らの区別を認めないことを意味するものではない。裁判所の示した基準はそれら施設の中において宗教儀式が行なわれるか否か、にあったのである。裁判所が具体的事実の存否につき、各大学の性格を検討している点は、この意味で柔軟な態度で、具体的な合理性を求めた、と言い得るであろう。

第五にこの判決は、メリーランド州以外の問題と関連して問題とされよう。すなわち、この判決の立場が連邦最高裁判所で認容されるとするならば、後に触れる一九六三年の高等教育施設法²¹⁾の下で認められている学校施設に対する援助の合憲性が問われるものと思われる。次項において触れるように、この高等教育施設法

料は大学、大学院その他の学術研究施設の建設、修復、改良のため

の政府による財政援助を定めるものである。同法は右目的のための直接的な供与金および貸付金を設けているのである、勿論同法

には「教派的な教育のため」(for sectarian institution)、あるいは「宗教上の礼拝」(for sectarian worship)、または「神学部に関する

連を有する」(in connection with a department of divinity)施設

に対して右の供与金が使用されてはならない、とする修正一条からの制約がある。これらの制約の下で研究施設等の建設に公金が

支出される場合にこの判決でたてられた認定の方法、基準に従い、憲法上の制約を越えるか否かの判断が必要とされよう。同様

な問題は、初等中等学校に対する援助の場合にも生ずる。この判決が高等教育の場における施設の問題であるので、この判決の結

論が初等中等教育施設の場合にただちに適用されるかどうか、は問題がある。しかし、判旨は特に高等教育施設の場合のみに限定

している趣旨ではない。また、初等、中等教育における宗教的な影響力は大学における場合に比し、はるかに大きなものと言わざ

るを得ないのである。一九六一年に出された、保健、教育、福祉省の覚え書はこのような考え方を基礎としているのであって、

教会関係校に対する援助が問題とされる場合には大学に対する場

合と初等、中等学校に対する場合とで区別をして考える必要があるとされたのである。この場合、前者は憲法上許容されるが、後者は認められるものではないとする立場をとったのである。このような覚え書の考え方を前提とするかぎり、大学の施設についての立場は初等中等学校に対しても及ぶことは当然であろう。⁽²²⁾

本件で問題とされた、このような研究施設に対する援助は、先に触れた教科書供給の問題、あるいはバス輸送費支出の問題などのような、いわば間接援助に比し、宗教団体そのものに対する直接援助と言うこととなろう。このような宗教団体の経営にかかる施設に対する直接援助が容認される理由は一体どこにあろうか。

先にあげた教科書供給の場合の援助は学校に対して行なわれたものではなく、児童に対して行なわれたものである、とするところから容認された。学校給食、奨学金の供与、授業料の支給についてもこの点は同様である。本件の場合、フード・カレッジにつき、宗教団体の経営にかかる高等教育施設に対し援助ができるとする見解を示したわけであるが、これは広く教育上の機会の付与

と言う非宗教的目的の達成にある。従って、本件判決の立場は、児童自身に対する援助が容認されるとする従来の児童福祉論から一歩進んで、施設に対する直接援助もまた児童の利益にほかな

らないとする考え方を示したものとと思われる。

その意味で、この判決は、児童福祉論の拡張解釈を示したもので、評するに値するであろう。

- (1) Horace Mann League v. Board of Public Works of Maryland Journal of Church and State 401. (1966).
- (2) Leo Pfeffer, American Jewish Congress Special Counsel. 氏の修正一条に対する見解は「分離の壁原則」に立す、国家と宗教の絶対分離を主張するものである。この点は第二章四節三〔2〕(本誌一六卷一号九九—一〇〇頁)に触れた。
- (3) 8 A Journal of Church and State 402 (以下 J. C. S. と略す。)
- (4) Murray et al v Comptroller. 241 Md. 283 (1966) 同事件は、上告人マンレイが納税者訴訟を提起して、礼拝にあてる施設が通常の財産税を免除されていることを指摘し、このような内容を定める同州の立法は違憲である、として争ったものである。この事件において州最高裁は、全員一致で右請求を棄却した。なお同事件は連邦最高裁に持ち込まれてゐる。
- (5) Everson v. Board of Education, 330 U. S. 1, (1947). 第三章二節二項〔一〕(一八卷一号一—二頁)参照。
- (6) Abington School District v. Schempp, 374 U. S. 203, (1963). なお、第四章にて詳述。
- (7) Abington School District v. Schempp, 374 U. S. 203, (8)
- (8) Bradfield v. Roberts, 175 v. S. 291 (1899). Quick Bear v. Leupp, 210 U. S. 501 (1908). Cochran v. Louisiana, 281 U. S. 370 (1930). これらの事件では宗教的施設に対する援助を定める立法を無効とはしなかつたと主張した。これら諸判決に引つては第三章一節二項〔1〕(一六卷四号一—二頁)同〔2〕(同二三四頁)および同二節一項目四〔一〕(一七卷一—号一—九頁)にそれぞれ触れた。
- (9) McGowan v. Maryland, 366 U. S. 420, 1961. この事件はメアリランド州における日曜立法が争われ、これを当初の目的が今日では労働者の休息を目的とするものに変化していることを理由に容認したものである。
- (10) 8 J. C. S. 406.
- (11) たとえば、これら大学の構成員六七五人のうち、一四五人は Episcopians、八九人は U. C. C. のメンバー、七二人はローマン・カトリック教会員、二九人はユダヤ教徒であった。
- (12) 8 J. C. S. 407.
- (13) Abington School District v. Schempp, 374 U. S. 203
- (14) 8 J. C. S. 407.
- (15) Ibid. 408.
- (16) Ibid. 410.
- (17) Abington School District Schempp, 374 U. S. 203, (1963).
- (18) 8 J. C. S. 410.

料 (19) この点は一章二節一(一五卷三号六九頁)に述べた。な

資

お、次の点を補っておきたい。合衆国における信教の自由を保障する制度として、筆者は教会と国家の分離と言う概念をとらえているのであるが、信教の自由を保障する方法はこれに限られない。「序」の註(7)(一五卷三号六二―六三頁)にも触れたところではあるが、他の方法として宗教的寛容による場合があげられる。これを「宗教的寛容の原則」と表現することが許されよう。この用語はまだ熟したものではないが、J・B・ビュアリ(J. B. Bury, A History of Freedom of Thought, 2nd ed., pp. 72.)では(the principle of toleration)を用いており、右にあげた用語を、ペンシルヴァニア、メリーランドのような、有力な宗教、乃至教派の活動を前提として、それ以外の宗教、乃至教派活動の自由を容認すると言いう形態での、信教の自由を確保する立場を指して用いることができる。メリーランド植民地では、ローマ・カトリック教徒がその中心をなしており、彼らはC・カルヴァートによって開かれた同植民地へ、他のプロテスタント植民地から避難の場所を求めて移住したのである。後、新教徒が移住するに及んで、一六四九年寛容法が旧教徒を新教徒の間の宗教的衝突を避ける目的で制定されたものである。また、W・ベンによって一六八二年に始められたペンシルヴァニア植民地は、主としてクエーカー教徒によるものであったが、ここでも他の教派に属する植民者に対する宗教活動の自由を保障する目

的で一七〇一年「ペンシルヴァニアの権利に関する憲章」が制定された。(なお一五卷三号八四―八六頁参照)。ここで彼は政治と宗教の完全な分離の点からよりは、全能な神を信ずるすべてのものに対する礼拝の自由を保障する方法を明らかにしたのである。この場合、彼は「あらゆる教派の新教徒に對すると同様、旧教徒に對しても平等に官職が解放されるべき」を主張した。

(20) 一般に連邦最高裁判所が州最高裁判所に對し、移送命令(writ of certiorari)をどのような場合に出すか、の問題がある。修正一条に抵触することを理由に争われたこれまでの事件で、連邦最高裁が certiorari を出すかどうかによって左右された場合が少なくない。その意味では連邦最高裁が修正一条の國教条項をいかに解するか、の問題は、連邦最高裁がいかなる場合に certiorari を出すかの問題と無関係ではあり得ない。この点を具体的に述べるなら、連邦最高裁が、これらの事件において原告適格(standing to sue)をどのように解するかによって、移送命令の発行の有無が決定されるとも言い得るのである。その意味で國教条項をめぐる事件において、連邦最高裁が原告適格をどのように考えてきたか、は重要な問題であろう。なおこれらの問題につき Arthur E. Sutherland, Jr. Establishment According to Engel, 76 Harvard Law Rev. 27, 35, (1962). 参照。

従来、連邦最高裁は移送命令を求める申立に對しほぼその

一割を認めていると言われる。従ってこの事件についても州の側からの申立が棄却されることは十分予想される。しかし、この場合、州最高裁の結論が連邦最高裁によって肯定的に解されたことを意味するものでないこと、勿論である。ただ、実際問題として少なくとも同判決の結論が否定されなかった、と言う意味である程度肯定的に解される余地は生じてくるであろう。8 J. C. S. 410.

- (21) The Higher Education Facilities Act of 1963. 同法に ついては第二項において触れる。
(22) 8 J. C. S. 410-413.

第二項 連邦政府による最近の立法

一、問題の所在

ここで取りあげる連邦政府による立法が三つある。すなわち、一九六三年の、「高等教育施設法」(The Higher Education Facilities Act of 1963)、一九六五年の「初等中等教育法」(The Elementary and Secondary Education Act of 1965) および同年の「高等教育法」(The Higher Education Act of 1965) がそれである。これらの法律はいずれも教育の分野における施設の建設、改良、および教材等に対する援助を一般的に定めるものである。このような立法が行なわれる背景には、合衆国における福祉立法の

要請があることはすでに教科書供給問題、バス輸送問題を取りあげた際に触れた。この要請は特に一九六〇年代に入ってから一層著しいものと思われる。すなわち、一九六〇年代における合衆国の課題は繁栄の谷間にある貧困との闘いであり、貧困追放がこの年代における一つの大きな目標となっている。この点を具体的に示すならば、後に触れる一九六五年初等中等教育法が目標としているものは、経済的事情により教育の機会が制約されている児童、生徒に対し、連邦政府が資金を準備し、より多くの機会を与えることであって、その意味で同法は「貧困に対する闘い」(The war on poverty)としての性格を有するのである⁽¹⁾。このことは合衆国における貧困対策の支柱である「経済機会法」が一九六四年に制定されているところからも首肯することができよう⁽²⁾。

また、科学教育の振興は今日における各国に共通した現象であるが、合衆国の場合にもその例にもれず、すでに触れた一九五八年国家防衛教育法にも示されているところではあるが、高等教育施設法および高等教育法には少なくともこの点が明らかに示されているということができよう。

このように最近の一連の立法の傾向を把握してみると、結局これら教育立法の分野においては、福祉政策の強化と科学振興政策

の強化という、現代国家の二つの政策目標の下で、教区校に対する国の資金援助の合憲性の問題を考えなければならないこととなる。この結果として、教科書供給事件あるいは無料バス輸送事件において当初とられてきた、「児童福祉論」の内容にも著しい変化が現われてくるのは必至である。つまり、初期の「児童福祉論」が、児童に対する援助であって学校に対するものではない、として、その援助の形態もっぱら教科書、あるいは児童の通学輸送という範囲のものに限られていたのに対し、これらの政策目標の下においては一層拡大された範囲を含めて児童福祉論を考えなければならないのである。

教科書にしても、無料輸送にしても、結局そこに示される援助の形態は、児童自身に利益が帰属することが明らかであるような方法にとどまっていたのである。しかし、ここで取り扱う援助の場合には、より広く、教育機関の諸施設が対象となっている。一九六三年の高等教育施設法の場合はこの点が明確に示されており、六五年の二つの教育法の場合には「可動教育設備」としての、機器類等がこれを示しているのである。

このように考えてみると、児童、生徒、学生に対する援助の形態は、(1)当初児童の身にもなる性質のものから、(2)次には児童

が利用しうる可動物件に移り、(3)更にこれが建物のような、児童その他が利用しうる性質のものに移り進んだ、ということができよう。このような状況の下で、児童福祉論を前提としてこれらの援助の合憲性が問題とされなければならないのである。

その意味からここでは立法の順を追って具体的な規定の内容を検討する作業から始めることとしたい。

(1) Theodore Sky, *The Establishment Clause, the Congress and the Schools: On Historical Perspective*, 52 *Virginia Law Review*, 1448, (1966).

(2) 初等中等教育法が貧困地域 (Poverty area) に存在する学校区援助を目的としたもの、とする指摘は、Ralph F. Bischoff より *Annual Survey of American Law*, p. 15 (1965) 以下でもなされている。

II. 一九六三年高等教育施設法 (the Higher Education Facilities Act of 1963)

同法は一九六三年一月十六日成立したものである。同法の目的は、青年の知的能力を十分に発展させるため大学およびその施設を備えることに置かれている。このため、大学院、大学、短期大学、専門学校等における施設を拡充、整備することが国家の責務

であることを定める。⁽¹⁾

同法は、学部施設の建設資金(第一章)、大学院施設の建設資金(第二章)、研究施設建設のための貸付金(第三章)および一般条項(第四章)の四章から成り立っている。

同法の定める「研究施設」(academic facilities)とは、教室、実験室、図書室に使用される建築物、および学生の指導、研究あるいは教育、研究計画を実施するために必要な関連施設のほか、これら施設を維持し、管理するに必要な諸施設を意味する。しかし、これら施設のうち、(A)一般公衆の使用にあてられる建築物、(B)体育館、リクリエーション・センターの類、(C)宗教教育あるいは宗教的礼拝の用に供せられる施設、(D)神学校あるいは神学部教育活動と関連を有する用に供せられる施設、(E)その他医学関係の用に供せられる施設は除外される。⁽²⁾

同法に定める「建設」(construction)は、(A)新設、既存施設の拡張および取得、整備、(B)既設建築物の購入、および(C)既設建築物の政策、補修等のほか、(D)右建築物の結合を意味する。

また、同法の定める「設備」(equipment)は、右建築物付属の機械類、付属施設、建て付けの設備のほか、図書、刊行物等を除く、その他必要な家具を含む、研究施設に特有な設備、および燃

料等の管理維持のために必要な物質を意味する。

また、同法の意味する「高等教育施設」(institution of higher education)は、各州の(1)高等学校卒業資格および同等のものを収容する施設、(2)右教育制度以上と認定された施設、(3)学士号を授与するか、あるいは学士号授与課程に進学を認められる二年制課程の施設、または工学、数学、物理学あるいは生物学を専攻し、将来中堅技術者として活躍することを予定しているものを収容する二年制以上の施設を意味するもので、(4)公立あるいは他の非営利的団体であり、(5)国によって認定された施設を意味する。⁽³⁾

同法には資金援助を理由に連邦政府による、人事、カリキュラム、教育方法、施設管理に対する監督およびコントロールの禁止規定がある。⁽⁴⁾

この施設法の下で私立学校に対する援助の問題が生ずる資金が宗教教育または宗教上の礼拝の用に供せられる施設に支出され、神学校または神学部教育活動に供せられる施設に支出されることは禁止される。その点から言えば、同法の援助が宗教団体に対する利益を直接定めたものでないことは明らかである。しかし、右の用に供せられる場合を除き、他の研究施設等整備のために使用されることは、結局のところその宗教団体経営にかかる施

料 設のうち、右の部門に対する経費を軽減せしめる結果となり、右
団体に対する援助となるのではないか、とする批判がなされよ
う。

(1) 20 U. S. C. A. § 701.

(2) *Ibid.* § 751.

(3) *Ibid.* § 751.

(4) *Ibid.* § 757.

三 一九六五年初等中等教育法 (The Elementary and Secondary
Education of 1965)

この初等中等教育法は、合衆国内の初等、中等学校の教育水準
の向上および教育の機会均等を目的とするもので、一九六五年四
月一日第八九連邦議会を通過したものである。同法は一九五〇
年九月三〇日の第八一議会において可決された。低所得家族子弟
の教育水準を向上させるための、地方教育機関に対する財政援助
に関する連邦法を發展させたものである。⁽¹⁾

この法律の目的は、低所得家族の児童にとって特別な教育上の
配慮が必要であることを前提として、それら児童のための教育計
画を樹立し、これを種々の手段を通じて達成するための、地方教
育機関に対する連邦政府の財政援助を定めるものである。⁽²⁾

同法は一九六五年六月一日から一九六八年六月三〇日までの期
間、連邦政府による州の地方教育機関に対する以下に述べる種類
の支払を定める。⁽³⁾

その適用の範囲は、アメリカ合衆国各州のほか、プエルトリ
コ、グアム、アメリカ領サモア、ヴァージン、アイランド、およ
び太平洋地域の信託統治諸島を含むものであり、これら領域内の
教育機関は同法の定める援助を受けることができる。⁽⁴⁾

この場合援助を受ける児童は、年間平均収入が一九六六年六月
三〇日現在で一家族二〇〇ドル以下の収入で、五才から十七才
までのものがその対象となっている。

同法の定める援助資金は、(A)これら低所得層の児童に対する教
育上の要請を十分に満たすため、また、(B)私立の小学校、中学校
に在籍する児童を含む右の範囲の児童のための特別な教育上の配
慮(ラジオ、テレビジョン、およびその他の教育設備を含む)
を行なうため、また、(C)州の計画と矛盾しない施設等の建設計画
を遂行するため、また、(D)一九六四年経済機会法 (Economic
Opportunity Act of 1964) に定める地域活動計画等を達成するため、
またこのための公私立非営利団体の協力にかかる計画を遂行する
ため等広範囲の用に供せられることとされている。⁽⁵⁾

ところでこの法律の意味する援助の形態は具体的には次のようである。

まず、施設等の「建設」(construction)は、学校施設の施設計画書の準備をはじめ、これら施設の新設、取得、改良、補修、改善および拡張を含むほか、これら施設建設の査察、監督までを意味する。

この場合の「学校施設」(school facilities)には、無料の公立校の教室、その他関連施設(本来備え付けの設備を含む)のほか、これら施設が建設されている敷地をも意味する。しかし、ここには一般公衆の利用に供せられる体育館のような施設は含まれない。

ここで言う「備品」(equipment)には、機械類、備え付けの設備のほか、建物自体に付属する必要な施設、その他、教育上の目的に供せられる設備、必要な家具、印刷物、刊行物、視聴覚用の設備、図書、定期刊行物、書類、その他の関係物資を含む教育上の必要品を含む⁽⁶⁾。

これらのほか、同法は特に第二章以下に学校図書館の必要品、図書その他教育上の必要品について定める。これらの物資は公立校、および私立校の教師、児童の使用に供せられる⁽⁷⁾。

これらの援助を定める同法は、同時に連邦政府による規制、および監督の禁止を特に定める。すなわち、同法は右の援助に基づく教育計画および、援助を受ける学校その他教育機関の管理、人事に対し、あるいはこれらの学校その他の教育機関の図書、教科書、印刷物その他刊行物の選択に対し、連邦政府職員がいかなる性質の監督、命令あるいは支配権を有するものではないことを明記する⁽⁸⁾。

更に同法は特に一節を設け、同法による資金が宗教的礼拝あるいは教育に用いられてはならない旨の禁止規定を置く⁽⁹⁾。

ところで同法第一章の定める援助を受ける児童には、私立学校および教区学校の児童が含まれるかどうかについて見解が分れる⁽¹⁰⁾。

同法案審議の段階で連邦議会のとった態度は一九四五年のエヴァンソン事件⁽¹¹⁾において示された、いわゆる「児童福祉論」の立場に立つものである。特にこの見解が分れるのは、同法の定める初等、中等教育向上のための資金の支出が、連邦政府によって直接それらの施設に対して行なわれるのではなく地方の教育機関を通じて行なわれるところから、これら地方行政機関の解釈態度によって大きく左右される可能性を含むところにその原因が求めら

料
れる。

すなわち、同法の前身である、教育法第一三章二三六節は、連邦政府が地方教育機関を通じ、対象児童に対する援助を行なう旨定めているのである⁽¹²⁾。

連邦教育局のとする立場は、児童福祉論によっているのであるが、この連邦の規制および指導に従う州は、同法第一章につき、アラスカ、アーカンソーをはじめ合計一七州⁽¹³⁾、第二章につき、アラスカ、ハワイをはじめ合計一〇州⁽¹⁴⁾、第三章につき、アラバマ、アリゾナなど合計三三州⁽¹⁵⁾となっている。従って、多くの州は連邦の方針を遵守しているといえるが、これらのうちにも州独自の表現をとり、部分的に表現を変更するなど、「州権」の表現と思われる修正部分が見られる。

この連邦教育局、および大多数の州教育局による同法第一章の解釈における児童福祉論の解釈は次のようである。

- (1) 当局は、公立学校以外の学校に登録されている児童が同法の定める利益を受ける権利を有する点につき、決定、認容する義務がある。
- (2) このような私立学校は、資金もしくは財産を取得することによって受益者となるものではない。すなわち、同法によつ

て供与される物資および設備は公共の財産としての地位を維持する。

- (3) 公金は私立学校職員の給与の支払いに充てられてはならない。

このような考え方に立つ連邦政府は、公立校以外の児童が公立校児童と同様な「特別な教育上の配慮 (services)」を受ける資格を有する、とする立場を示した。そしてこのような特別な配慮を私立校児童が受けるのは、いわば「治療的な救済的なそして福祉的な配慮」(therapeutic, remedial and welfare services)にはかならないとした⁽¹⁶⁾。このような私立校児童に対する「特別な教育上の配慮」についての、連邦教育局の立場は多くの州によって踏襲されている。しかし、必ずしも一致しているものではない。各州の立場を分類すると次のようになる。

- (1) この点について具体的に何の定めもしていない州がある。ヴァージニアのほかデラウェア、ケンタッキー、ミンガン、ニュー・ヨーク、ヴァーモントの各州である。
- (2) これに対し、一般的に連邦政府の見解に従いつつ、州の基準を設けているものには、アラスカ、アリゾナ、アイオワ等三五州がある。
- (3) また、連邦の解釈よりは厳しい基準を設けている州として、

カンサス、ネブラスカ等六州がある。

(4) またこの点について立法の趣旨から幾分逸脱したと思われる州がある。アラバマ、メイン、テキサスの三州である。

このように、連邦政府が意図している、私立校児童に対する「特別な教育上の配慮」について各州の解釈乃至適用の状況は異なっている⁽¹⁷⁾。

そこで一九六六年の下院特別委員会はこの点についての報告書をまとめ、州によって異なる解釈を導くこととならないよう指導することとした。これによれば、公立校を管理する地方教育機関は公立校以外に退学する児童の教育に必要な物資を除外してはならないこと、また児童の利益とならないような法律上の制限を設けてはならないとされた⁽¹⁸⁾。

さて、この初等、中等教育法の解釈をめぐる第二の問題として、同法第一章に定める「可動教育設備」(mobile educational equipment)をめぐるいくつかの解釈がある。すなわち、右の可動設備が私立校で使用される場合、その最終的な帰属先は当該私立校なのであるか、あるいは公けの財産としてとどまるのか、という点にある。この点についての連邦の解釈は、先にあげたように、初等、中等教育法の規定に従い、一時的に私立校に設置され

使用に供せられるが、所有権は地方教育当局にある、とする。しかし、この点でも州の解釈は一致していない⁽¹⁹⁾。一九六六年の下院特別委員会の報告書は、

「可動教育設備は、児童に対しより良い教育を行なうための公けの施設であって、私立校の施設に付加したものではない。このような特別な配慮から必要とされた可動設備は、公けの監督下におかれなければならない。可動設備には映写機、小型テレビのようなものが含まれる。法定の期間経過後、このような設備を使用することは禁じられる。

と述べ、「可動設備」が使用される場合の条件を明らかにした⁽²⁰⁾。

この一九六五年初等中等教育法は右にみたように、公立校生徒が受けると同様な利益を、教区校生徒にも及ぼすこととなっている。同法に定められているこの援助の合憲性についてはすでにオハイオ州のデイトン (Dayton) 連邦地方裁判所に訴えが提起された。しかし、これが連邦裁判所で取りあげることとなるかどうかは問題がある。この点は第一項問題の所在でも触れたところであるが、従来連邦裁判所は、公立校における祈禱事件について、原告適格を問題と理由に、つい最近まで移送命令を出さなかったと考えられる点がある⁽²¹⁾。このような事情に鑑みてか、初等中等教育

法等の司法審査に関する法案が上院に提出された。これは主として上院議員モース (Morse)、クラーク (Clark) およびヤーボロ (Yarborough) の三人の努力になるものである⁽²²⁾。しかし、それは上院を通過したが下院では失敗に終り実現するには至らなかつた。一九六六年の上院における公聴会でもこの点が更に取りあげられた。ここではジャッフェ、フロインドなどの賛成意見が出された。しかし、政府はこれに反対した⁽²³⁾。このため結局、この援助の合憲性についての司法審査について定める法律は成立するに至っていない⁽²⁴⁾。このことは、連邦政府が右の援助を修正一条に違反するものではない、とする立場から、この点についての争訟の道を開くことを避けた、と解することは可能であろう。

同法の定める「可動設備」を教区校に設置することは、政教分離の分野に関する法の限界を越えるものである、とする批判がある⁽²⁵⁾。

- (1) 旧法は一九五〇年九月三〇日第八一議會を通過した公法八七四号 (Public Law 874, 20 U. S. C 236-244) である。
- Public Law 89-10, 89th Congress, H. R. 2362.
- (2) Public Law 89-10, Sec. 201, 89th Congress, H. R. 2362.

- (3) Ibid. Sec. 202.
- (4) Ibid. Sec. 203. (a)
- (5) Ibid. Sec. 205.
- (6) Ibid. Sec. 4.
- (7) Ibid. Sec. 201, 202, 203.
- (8) Ibid. Sec. 604.
- (9) Ibid. Sec. 604.
- (10) この点、連邦議会が示した立場について詳細に触れたものは、Dean M. Kelley and George R. Lanoue, "The Church-State Settlement in the Federal Aid to Education Act", in *Religion and the Public Order*, 1965ed. by Donald A. Gnanella (Chicago: University of Chicago Press, 1966), pp. 110-160.
- (11) *Everson v. Board of Education*, 330 U. S. 1, 67 S. ct. 504, 91 L. Ed. 711. 第三章三節二項 (一八卷二頁一一一一—一一一九頁) 参照。
- (12) 20 V. S. C. A. § 236.
- (13) この点、州は Alaska, Arkansas, Florida, Idaho, Illinois, Indiana, Louisiana, Maryland, Minnesota, Mississippi, Nevada, New Jersey, North Carolina, Ohio, Rhode Island, West Virginia, Wyoming, である。
- (14) この点、州は Alaska, Hawaii, Maryland, Mississippi, Nevada, New Jersey, North Dakota, Rhode Island, West

- Virginia, Wyoming 等。
- (15) 同法は Alabama, Alaska, Arizona, Arkansas, Connecticut, Delaware, Georgia, Idaho, Indiana, Kansas, Louisiana, Maine, Maryland, Massachusetts, Michigan, Minnesota, Mississippi, Nebraska, New Hampshire, New Jersey, New Mexico, North Dakota, Ohio, Oklahoma, Oregon, Rhode Island, South Carolina, Vermont, Virginia, Washington, West Virginia, Wyoming 等。
- (16) Guidelines: Special Programs for Educationally Deprived Children Washington, D. C.; U. S. Department of Health, Education, and Welfare, 1965, p. 25.
- (17) A Journal of Church and State. vol. VIII, No. 3, Autumn 1966, pp. 419-423.
- (18) Ibid. p. 423.
- (19) Ibid. pp. 424-429. この点、連邦と同様な指針に従っている州は一八、連邦とはほぼ同様な立場に立ちつつ州独自の基準を持つ州がキャリフォルニア等九州、連邦の基準よりも厳格に、これら可動設備が公けの財産であることを定める州がミズーリ、ネブラスカ等七州となっている。
- (20) Ibid. p. 429.
- (21) Protestants and Other Americans United for the Separation of Church and State v. United States. Civil No. 3303, S. O. Ohio, June 11, 1966.
- この事件は Dayton Chapter of protestants 等と Other Americans United for Separation of Church and State 等との二人の市民が原告となっている。原告等の主張は、同法の下での、圖書および図書館用品は供給が違憲であり、かつたる五〇〇万ドルの損害賠償を求め、とするものである。8 J. C. S. 502 (Autumn, 1966). 乃至 52 Virginia L. Rev. 1441-1442 (1966).
- (22) この点については別稿で取り扱う予定である。なお Suteland, Establishment According to Engel, 76 Harvard Law Rev. 25 (1962). があ。
- (23) この司法審査に関する規定は他の教育関係法、福祉関係法において用いられている場合と同様なものである。同法の場合には次のようなケースが考えられていた。
- (1) 同法の下で連邦行政機関の処分により、他の施設に対して行なわれた資金の貸付または供与のため損害を受けた公立またはそれ以外の非利益団体は、右処分が修正一条に違反していないかどうかの決定をするための宣言的救済 (declaratory relief) を求める民事訴訟を提起することができる。この場合受けた損害違法な資金の貸付または供与のため、当該原告団体が受けるべきであった資金を減じたことを証明することによって示さなければならない。
- (2) 前年度あるいは当該年度の所得税納入者は、連邦行政官によって同法の下で行なわれる修正一条に違反する行為の差

止め請求訴訟を提起することができる。

(3) 同法の下で、公立の、あるいはそれ以外の非利益団体または機関による資金の貸付または供与の申込みが修正一条に違反することを理由に拒否された場合、このような申込みを行なった当事者は、右申込みを拒否した最後決定の審査を求める民事訴訟を提起することができる。Theodore Sky, *The Establishment Clause, the Congress and the Schools*; *On Historical Perspective*, 52 *Virginia Law Rev.* 1443, (1966).

(23) 上院の司法特別委員会の憲法上の権利に関する小委員会 (Subcommittee on Constitutional Rights of the Senate Committee on the Judiciary) (89th Cong., 2nd Sess.) で司法副長官ジョン・W・ダグラスは反対意見を、シヤッフエ (Louis Jaffe) ノーランド (Paul Freund) は賛成意見をそれぞれ述べた。Ibid. p. 1443.

この小委員会で問題とされた法案では、従来原告適格 (standing to sue) の欠如のため修正一条の下での合憲性を連邦裁判所で争うことが困難であった事情に鑑み、六三年高等教育施設法等七法律の合憲性を争う納税者訴訟を認めようとするものであった。同案は、Morse (Oregon) Clark (Penn.) Yarborough (Texas) Ervin (North Carolina) によって提案支持された。同案に対し利害関係を有する各宗教団体がこれにつき証言をしている間、他方バブテストの公共問題に関する合同委員会委員長 Emanuel Carlson は「最高裁が「原告適

格についてより広い定義をするよう求めるものであった。

8 J. C. S. 308, (Spring, 1966).

(24) 同法案が最初審議された際には、一九六四年経済機会法、六五年高等教育法等における援助につき、修正一条の下での司法審査を認めようとしたものである。

8 J. C. S. 501 (1966).

(25) 同法に於て National Council of church は承認をしたが、Commission on Religious Liberty of the Council Director である Dean M. Kelley は「児童に利益を与えるものが何であるか、また学校に利益を与えるものが何であるか、を區別することがきわめて困難である」と批判した。

8 J. C. S. 310, (Spring 1966).

四 一九六五年高等教育法 (the Higher Education Act of 1965)

一九六五年高等教育法は、広く地域問題解決の一環として取りあげられたものである。これらの問題は家屋、貧困、休養施設、雇用、青年に対する機会の付与、交通、健康および土地利用などからなる地域社会の主要な問題を意味する。同法はこれらの問題のうち単科大学および総合大学の、地域社会に対する役割 (Service) の提供にあてるため、一九六六年六月三〇日から一九六九年六月三〇日まで年額五千万ドルの資金援助を行なう旨定めるものである。

同法の定める「地域奉仕計画」(Community Service Program)は、都市およびその郊外地域の問題を処理するため、研究計画、大学の拡張および教育の機会提供を含む教育計画、活動あるいは奉仕を意味する。これらの計画達成のための資金援助において、同法には宗教的教育に対する資金の支出を禁ずる旨の規定が特に置かれている。すなわち、

「第一一節

教派的教育 (sectarian instruction) に関係を有する、あるいは神学校または神学部 (school or department of divinity) によって行なわれる教育計画、活動、あるいはサービスに対して本法による資金が支出されてはならない。本節の目的のため、「神学校または神学部」という用語は、その教育計画が特に聖職者となるためのものであるか、あるいはその他の宗教上の職業に就くためのものであるか、あるいは神学科を担当するものである」(4) であり、そのような分野の施設または施設の部門を意味する。」

同法第二章はこのため、大学の図書その他の必要品を充足せしめる目的を掲げる。同章は、(A) 大学図書館の必要品の備え付け、(B) 大学図書館員の教育および研究、および (C) 大学図書館用の資料整備を定める。このうち、(A) の必要品とは、図書、定期刊行物、

文書、テープ・レコーダ用テープ、レコード、視聴覚用品その他図書館関係用品を意味する。これらの目的のため、基礎費用として各高等教育施設あて五千ドルが定められている。そのほか申請に基づき、連邦の委員の判断によりその他の補助金が支出されるが、その費用は当該施設所属学生一人につき十ドルを越えない額にとどめられる。これに加えて更に特別な費用を要する場合の特別支給制度がある。

これらの費用の支出にあたっては、これらの図書、定期刊行物、文書およびその他の関係物品は、教派的教育あるいは宗教的礼拝、のために用いられてはならないこと、また、神学校あるいは神学部のプログラムと本来的に関係を持つような使用が行なわれてはならない旨の禁止規定がある。この場合にいう神学校あるいは神学部は先に引用した第一一節の定義と同様である。(5)

(B) および (C) は省略する。

同法第三節は高等教育施設の強化、発達を目的としたものである。

ここでいう高等教育施設とは、学士号を付与することのできる教育施設を意味する場合のほか、工学、数学、物理学および生物学を専攻する二年制のもので技術者として活動することを予定す

るものの施設を含むものである。これらの施設に対する援助の形態は、交換教授計画を含む研究者および学生の交流計画、高度の研究を含む訓練、教育計画の改善、新教育計画の樹立、図書館、研究所のような施設の利用計画、その他学術研究計画の強化および研究施設管理計画の樹立に必要な資金の供与が定められる。⁽⁷⁾

また、これらの施設において研究、教育活動に従事するものに対して奨学資金計画が定められ二年を越えない期間、年六五〇〇ドル以下の資金が供与される。⁽⁷⁾

同様な計画は学生に対しても定められており、年八〇〇ドル以下の資金が付与される。⁽⁸⁾この学生に対する資金の供与のほか、低利貸付計画があり、右の研究、その他高等教育施設に所属する学生に対する貸付計画がある。⁽⁹⁾

同法には、すでに紹介した一九五八年国家防衛教育法(National Defense Education Act of 1958)の改正条項がある。これによれば国防法一〇三節(b)項にいう「高等教育施設」(institution of higher education)を先にあげた高等教育法の定める施設と同様に改め、この結果国防法の適用範囲を広く解するに至った。⁽¹⁰⁾

同法第五章は小、中学校教師の再教育のため資金の供与を定めるが、これには特に資金が宗教的礼拝、および教育に用いられる

はならない旨の禁止規定がある。⁽¹¹⁾

同法第六章は高等教育施設の改善のための財政援助を定める。

その対象は、これら施設の、(a)教室の改良、(b)実験室等の特殊教室等の設備の改善、(c)テレビ施設等の備え付け、(d)その他適当と認める施設の改善を目的としたものである。⁽¹²⁾このような設備の充実にあてる資金の支出については、宗教上の教育にあてることを禁ずる」規定がある。

これによれば、同章の定める設備あるいは物資が、教派的な教育あるいは宗教上の礼拝または神学校あるいは神学部プログラムと関係を有するものを使用してはならない、とされる。神学校あるいは神学部の定義はすでにあげた場合と同様である。⁽¹³⁾

ところで同法第七章は一九六三年高等教育施設法の改正部分にあてられている。同法については本節二に触れた。改正によれば、同法一〇六節の定める「高等教育施設」(an institution of higher education)もまた(1)高等教育法の定める施設の拡張または(2)新設となると考えられる場合にのみ、この高等教育法の定める資金の援助を受けることができる、と改められ、この結果適用の範囲が拡張された。⁽¹⁴⁾

最後に、この高等教育法の一般的禁止規定として、(a)、教育内

容、人事、購入図書等に対する連邦政府のコントロールの禁止を定めたほか、(b)、この援助を受ける高等教育施設内の、入学資格、施設内の私的団体、その他のクラブ、あるいは宗教団体の運営に対する監督等を禁止した⁽¹³⁾。

- (1) 同法は一九六五年一月八日成立したもので、副題は「上級中等教育および高等教育課程に属する学生に対し、財政援助を与えるため、また、単科大学および総合大学の教育施設の強化のため」となれて、*Public Law 89-329, 89th Congress, H. R. 9567.*
- (2) *Ibid.* Sec. 101.
- (3) *Ibid.* Sec. 111.
- (4) *Ibid.* Sec. 202, 203.
- (5) *Ibid.* Sec. 207.
- (6) *Ibid.* Sec. 304 (a).
- (7) *Ibid.* Sec. 305 (a).
- (8) *Ibid.* Sec. 401, 402.
- (9) *Ibid.* Sec. 421. 以下
- (10) *Ibid.* Sec. 461. その他、国防法を改正した部分には、同法二〇四節(3)項の「学生貸付金」等がある。
- (11) *Ibid.* Sec. 502.
- (12) この(b)にいう特殊教室等には、視聴覚教室およびその必要品、科学、数学、外国語、歴史、地理、政治、英語、その他

芸術等の人文系の教育に必要な教室、図書室およびその必要品が含まれる。また、(c)にいうテレビ施設等には放送設備を除外した、教育テレビ放送用施設を含む。 *Ibid.* Sec. 603.

- (13) *Ibid.* Sec. 609.
- (14) *Ibid.* Sec. 701.
- (15) *Ibid.* Sec. 804.

第三項 ま と め

以上、本節では宗教団体の経営にかかる教育機関に国が直接的に経済援助を行なう場合の問題を取りあげた。メリーランド州最高裁の判決と連邦政府により三立法がその対象とされている。

この結果、従来の児童福祉論を基礎とする経済援助の場合とは異なった現象が示されている。従来の許容された援助の形態は、援助が児童そのものに対して行なわれるのであって、宗教施設に対して行なわれるのではない、とするところに修正一条との調和点を見出していたのである。しかし、その後の連邦の立法⁽¹⁴⁾および州の立法は必ずしも右の限度にとどまらず、それら教育機関に対する直接的援助を目的としてきたのである。メリーランド州の最高裁が扱った、ホールズ・マン・リーグ対公共事業委員会事件⁽¹⁵⁾はこの問題が州最高裁判所で扱われた最初の例である。

この判決では第一項にみたように、四つのカレッジに対する金の支出がそれぞれ争われたのであるが、このうち、一大学に対する支出の場合は合憲と認められたのであった。この場合、合憲違憲の判断基準は、個々の場合に大学が宗教的要素をどの程度有しているかにつき、人事、教育内容、その環境、入学資格、学生の宗教構成等を検討し、その結果を総合的に判断することによって定められたのである。

ここで注意しておかなければならないのは、メリーランド州の立法が、州の一般法ではなく、これら教育機関に対する特別法⁽²⁾となっている点である。この点は第二項にあげた連邦法と異なっていると、特定の宗教団体に対する国の援助としての性格がみられるのである。裁判所が三大学に対する援助を違憲とした背景には、このような特定の宗教団体に対する援助を違憲とみる立場があることは当然予想されるところである。この点は第一項にあげたように、一九〇〇年を前後とする初期の州最高裁の判決が、いずれも特定の宗教団体の経営にかかる施設に対する援助を否定しているところからも明らかであって、その意味から考えると、メリーランド州最高裁が一九六〇年代に至って、この種の施設に対する援助を(たとえ一大学に限るものであっても)認めた

ことは注目には値するのである。

このように右のホーレス・マン・リーグ事件をとらえてみると、援助を合憲とした背景には、たとえ特別立法であってもこの種の立法が州の教育水準の向上をはかる一般法たる性格を持つ、とする考え方が予想されるのである。この点は裁判所が、同大学に対する援助の場合は、これが宗教的儀式、教育に用いられるものではないこと、また、問題の大学は修正一条が意味する教派的大学とは言えない、とする立場からも首肯されよう。

このような、教育水準の向上を目的とする立法の要請は、先にみた一九五八年の国家防衛教育法の場合にすでに示されているところであるが、一九六〇年代の三立法はこの傾向を一層促進したと言える。

二、まず、一九六三年の高等教育施設法⁽³⁾が施設付属設備の設置を定めるほか、高等教育施設そのものの建設を定めていることは、従来の福祉論の範囲を著しく越えるものと思われる。六五年の初等中等教育法、同じく高等教育法⁽⁴⁾が同様にこの傾向を示していることは第二項にみたところである。

このように立法の傾向ならびにメリーランド州最高裁の立場を考えると、児童福祉論は次第にその内容を拡張してきてい

ことは明らかである。この意味から児童福祉論を三つの段階に區別することが可能であろう。

(1) 第一は一九四七年のエヴァンソン事件⁽⁶⁾の議論を契機に、連邦最高裁において展開されたボリス・パワーズの行使を基礎とする、福祉論の立場である。この立場が初期の諸判決⁽⁶⁾においてとられていたこと、そしてこれがエヴァンソン事件で連邦最高裁の認めるところとなったこと、いずれもすでに第三章三節において触れたところである。この段階の児童福祉論は児童そのものが対象となっているにとどまり、児童が学ぶ施設そのものに対する援助は厳に否定されていたと言ふことができよう。

(2) しかし現代国家の要請は右の範囲に止まらず、国家の防衛目的、知的水準の向上、および教育の実質的平等を目的とした結果、理工系学科を中心に、援助の範囲を拡大するに至ったのである。具体的には教科書、給食、および通学手段の供給を越えて、教育機関備え付けの設備等を対象とするに至ったのである。国家防衛教育法はこの嚆矢とする。しかしこの点について州最高裁、連邦最高裁の判断は示されていないのであって、従つてこの立場が裁判所によって容認されるかどうかはもっぱら今後に残された問題とならう。

(3) この傾向を一層押し進めたのが第三の立場であつて、ここでは児童そのものに対する援助、および教育機関備え付けの設備のみならず、教育、研究施設までを含むものである。メリーランド州最高裁の判決⁽⁷⁾はこの場合を意味する。これを児童福祉論の範疇に入れて考えることが適當かどうか、は言葉の問題であつて、同判決は特に「Child benefit」を用いているわけではない。しかし、判決の基礎には、これが学生的一般教育水準の向上を目標とする立場から、この種の立法を合憲とみる考え方があつては明らかなのであつて、その点から言えば学生の利益を十分に考慮した見解に立っていることは疑う余地のないことである。

この第二、第三の立場になつてくると、もはや一九二九年のポーデン対ルイジアナ州教育委員会事件でとられた見解、すなわち、「このような供給による受益者は学校ではなく、児童そのものである」とする見解では説明がつかなくなつているのである。もつともこの第二、第三の立場であつても、ここで行なわれた援助の目的は窮極のところ児童、生徒、学生および研究者であつて、それら教育施設に対するものではない、とする考え方も十分成り立ち得るであらう。この点、立法上の配慮として、一九六五年初等中等教育法の定める、「可動教育設備」(mobile educational equip-

ment)の最終的な帰属先が私立校ではなく、地方教育当局にあるとするのは、右の疑問に答えようとするものと言えよう。

三、このような福祉論を基礎とする立法の拡張的傾向に対し、政教分離原則をめぐるいくつかの立場からの批判が可能である。

その第一は「分離の壁原則」の立場からのものである。この立場は宗教団体に対する間接的な援助も認めるところとはなっていないのであって、初期の児童福祉論そのものにも批判的見解を示している。従って次第に拡張された児童福祉論を認める立場になることは当然である。

これに対し、第二の「非優先分離論」の立場は微妙である。この立場は、国は宗教団体に対し、平等な取扱いをすべきである、とする見解を基礎として、児童の教育水準の向上を目標とする福祉的性格の立法は、それが宗教団体全般に平等に行なわれるものであれば修正一条に違反するものではない、と考える。この立場は、このような国家の積極的役割を、「宗教教育に対する援助ではなくして社会福祉立法である」(not to aid to religious education but social welfare legislation)ととらえる見解に基礎を置いているのである。この見解から同様に学校給食および一般教育設備の場合の連邦の役割も肯定される。一九四六年学校給食法が前

者の具体的例であり、科学、数学、外国語教育のための必要な設備を定めた一九五八年国家防衛教育法⁽¹²⁾、および六三年高等教育施設法、六五年の初等中等教育法、高等教育法⁽¹³⁾がそれぞれ後者の例であることはすでに触れた。このような援助が肯定される主たる理由は、学生の教育水準の向上にあり、教区校乃至宗教団体設立の大学がこれら教育を促進する上で大きな役割を果していることが指摘される。また、このような援助を欠くとすれば、結果として公立校と教区校の間の差が著しくなり、児童、生徒が教育機関の選択の自由を失うと指摘される。この点、合衆国憲法修正一条が保障する信教の自由は、市民が自己の宗教的信念に従って教育機関を自由に選択する自由をも含むものであるかどうか、は問題であろう。合衆国憲法は、私立校を援助する政府の義務を定めてはいないこと勿論である。従って、信教の自由を保障する義務から、当然のこととして市民の宗教的信念に基づく学校選択権を保障する義務が生じてくるか否かは問題であろう。ただ、このような宗教団体の教育機関に対する援助が促進される背景には、市民の宗教的信念に従って子弟の教育機関を選択する権利に対し、これを実質的に保護しようとする考慮が存在することは事実である。

このように考えると、この問題は結局のところ、信教の自由を前提とする政策と、国教の樹立を禁止する政策の間の、いずれをとるかの問題に帰する⁽¹⁸⁾ように思われる。

四、この「非優先分離論」の立場は、非信仰者に対する関係で「相対分離論」と「協働的分離論」に区別⁽¹⁹⁾されている。

この「協働的分離論」は、国は宗教活動に対し中立であるべきであるが、この場合には信仰者の間の中立に止まるべきであって、信仰者と非信仰者の間の中立までも意味するものではない。

このような立場から一九六二年、一九六三年の公立校における祈禱、聖書朗読違憲判決は修正一条を誤った解釈であると批判がある。しかし、これら祈禱、聖書朗読に関する判決の立場は少なくとも少数者の良心の自由を保護する立場にあることは疑いのないところである。

このように右の「協働的分離論」の立場は、信仰者間の中立を保障することによって、それらの間に平等に、かつそれらに友好的態度を示すことによって、国家と宗教団体の間に協働し合うことのできる分野を是認するものである。この結果として利益が児童、生徒のみならず、教育機関に及ぶことが肯定される。この点で児童福祉論の広義の解釈を認める⁽¹⁹⁾ものである。

これに対し、「相対分離論」の立場は、国と宗教団体との絶対分離を主張しつつ、他方児童の受益権を容認しようとするものである。この立場は、両者の絶対的分離を主張する観点から、六二年、六三年の祈禱、聖書朗読違憲判決を支持するものであり、少数者の良心の自由の保障に十分意を尽していると思われる。信仰者と非信仰者の間にも同様に修正一条の保障を貫徹し立場をその点で、協働的分離論とは異なるのである。

この立場が、児童の受益権を容認する態度を明らかにしつつも、受益権の限界をどこに置くかについては必ずしも一致した見解に達しているわけではない。しかし、社会福祉立法を要請する現代国家において、初期の児童福祉論の立場に止まるならば、これら立法の実効性は期待し得べきもないのであって、この点で協働分離論の立場においてさえも、広義の児童福祉論の立場を容認せざるを得ない段階に至っているのである。このような意味で、福祉論の最広義の立場を是認せざるを得ないもの⁽²⁰⁾である。

ただ、右のように最広義の立場を導入する場合に、この相対分離論の依って立つ、国家と宗教の分離の絶対性と言ふものをどのように解するか、はなお今後に残された大きな課題であろう。その意味で両者の分離の絶対性と福祉立法における援助の容認とい

う相対的な立場をどのように調和させることができるかは困難な問題である。⁽²¹⁾

五、しかし、国家と宗教と言う両者の分離の相対性を論ずる際に、両者の間に存在する現象を、国家による宗教団体乃至その活動に対する経済的な援助にかかる場合と、精神的な支援を行なう場合とに区別して考える必要があるように思われる。先にあげた

協働分離論、相対分離論のいずれも、この点について必ずしも明確な区別をすることなく、両者の間に存在する現象を把握し、考察の対象としてきたのである。その結果として前者の分離論の場合には福祉立法の受容が分離の絶対性と相容れない、とする批判も成り立つのである。また、同様に後者についても無宗教乃至非信仰者の自由の保障が必ずしも十分ではなく、国家の友好的態度の限界に問題が残されることとなるのである。⁽²²⁾

このような分離論の態様に鑑み、結局国家と宗教の分離を考へる場合には、経済的、精神的の両分野においてそれぞれに適応した原則の確立が要請されるべきものと思われる。本稿がその「序」において、国家による経済的な援助と、宗教教育および宗教的儀式に対する援助の両面から判例を追及しようとしたのは、もっぱらこの点の考慮に基づいたのである。

この結果として第三章では前者、すなわち経済的援助の問題を取り扱ってきたところであるが、この分野においては児童福祉論、乃至公福祉論を基礎として次第に援助が拡大される方法にあることが明らかとなっている。このような傾向に対して、修正一条の定める国教条項の保障の見地から多くの批判があることもすでにこれまでに触れた。

これらをまとめると結局次のようになる。⁽²³⁾

(1) 第一に、国家は信仰者間のみならず、信仰者と非信仰者の間においても中立でなければならないこと。従って、国はその立法活動において信仰者、非信仰者を問わず平等な取り扱いをすべきこと。

(2) 第二に、立法の目的が宗教活動を促進したり、あるいは育成するようなものであってはならないだけでなく、宗教活動を禁止したり制限するようなものであってはならないこと。

(3) 第三に、広義の福祉論に立って直接的な援助が行なわれる場合であっても、その援助の形態は個別的な、特定なものであってはならないこと。このような援助が行なわれる場合には、同種の団体乃至活動に対すると同様な、平等な一般的な形態で行なわなければならないこと。(この点から言えば、先にあげたメリ

ーランド州最高裁の認めた個別的立法の合憲判決⁽²⁶⁾には問題が残ると思われる。

(4) 第四に、このような直接的援助が認められる場合、援助を受ける団体の果している宗教的役割の差異に特に留意すべきこと。すなわち、初等中等教育のレヴェルと、高等教育乃至研究機関のレヴェルでは、宗教団体によって設立された目的におのずから相違がみられること。すなわち、前者においてはその教育活動のすべてが全人格的色彩を帯びていて、宗教教育と通常の教育の間に截然とした区別を設けることが困難であること。これに対し高等教育乃至研究機関レヴェルの場合には、宗教的色彩が比較的弱いか、あるいはほとんど存在しない例が多いと言う事情があること。従って最広義の立場に立つ援助の場合であっても、直接的援助が許容されるのはこのような高等教育乃至研究レヴェルに限定されるべきではないか、と言うこと。

(5) 第五に、この意味から直接的援助が容認される場合には、被援助団体と宗教団体との関係、被援助団体の人的構成、その役割、その活動、その構成員に対する宗教的影響力その団体に対する社会的評価等につき詳細な検討が加えられるべきこと。

このような観点に立つて考えると、一九六六年のメリーランド

州最高裁の判決は多くのものを示唆するものであると言えよう。

さて、児童福祉論の三態様をめぐる、絶対分離論、非優先分離論の立場からの検討は以上のごとくである。このほか、分離論について「区別と協同の原則」⁽²⁸⁾があるが、これは両者の間にその役割において区別があるが両者は協同しあうべきこととする立場に立っており、ここでは特に触れない。

(1) Horace Mann League v. Board of Public Works. 本節一項参照。

(2) この点判例集をみる機会を得ていないので四立法の名称は挙げられない。メリーランド州議会はこれらの目的を達成するために四つの法律 (four statutes) を制定したのである。

8 J. C. S. 401, (1966).

(3) The Higher Education Facilities Act of 1963, 20 V. S. C. A. § 791.

(4) The Elementary and Secondary Education of 1965. Public Law 89-10, 89th Congress, H. R. 2362. 以下 The Higher Education Act of 1965. Public Law 89-329, 89th Congress, H. R. 9867.

(5) Everson v. Board of Education, 330 U. S. 1. 第三章三節二項(1) (本誌一八卷二号二二二—二二九頁参照)。

(6) たとえば Board of Education of Baltimore County v.

Wheat, 199 A. 628. なお、この点第三章三節にあげた諸判決を見よ（一八卷二号七三頁以下）。

- (7) (1) 参照。
- (8) 本節二項三の註(20) 参照。
- (9) The "Wall of Separation" Doctrine がそれである。第二章四節三(2) (本誌一六卷一号九八一—〇一頁参照)。ブラント、フランクマン、フータ、西判事、ロンドマン (Milton R. Konvitz)、カッツ (Wilber G. Katz)、レヒンマー (Leo Pfeffer) の主張するところである。
- (10) The "No preference" Doctrine がそれである。第二章四節三(3) (一六卷一号九五—九八頁参照)。ストーリー (Joseph Story)、タートリー (Cooley)、ローマン (Edward S. Corwin)、ハイム (Paul G. Kauper) および、リード、マズマス西判事などによって主張されている。
- (11) Kauper, Paul G. Church and State: Cooperative Separatism, 60 Michigan L. Rev. 35 (1961).
- (12) The National Defense Education Act of 1958, 第三章二節三項(一七卷一号一三九—一四三頁参照)。
- (13) (3・4) 参照。
- (14) Kauper, *Supra*, op. cit. p. 38.
- (15) *Ibid.* p. 38.
- (16) *Ibid.* p. 39.
- (17) この点の区別は先に、野村寿子「國家と宗教の關係に対する一考察——アメリカの判例の分析を中心にして——」(比較法研究26号八五—八八頁、一九六五年)において指適されているところである。筆者はこの区別に必ずしも反対するわけではないが(本誌一六卷一号一〇二—一〇三頁参照)、両者を截然と区別することの困難を感じ、本稿では特に区別して紹介してはいる(同九五—一〇二頁)。
- (18) Engel v. Vitale, 370 U. S. 421 (1962). School Dist. v. Schupp and Murray v. Curlett, 374 V. S. 203, 10 L. ed 2d 844, 83 S. cr 1560. なお、これらの判決については第四章で触れる。
- (19) Kauper, *Supra*, op. cit. p. 39. なお Will Herberg, Religion, Democracy, Public Education, in Religions in America, ed. by John Cogley, p. 133 (1958), は「教会と國家の分離は、宗教活動のある部分につき、政府が宗教に対し協力乃至援助をすることを禁止しているものではない」としている。
- (20) この点に関する連邦最高裁の判決はまだない。コイバー教授はこの点必ずしも積極的に賛成をしているものではないが、肯定的立場を表明する。Idid. p. 39.
- (21) 野村前掲八七頁もこの点を指摘する。
- (22) 同八七頁。
- (23) 同八七頁。
- (24) 一五卷三号六一頁下段。
- (25) このまともには必ずしも第三章に扱った判決の立場に限ら

れない面がある。特に一九六二年六三年の祈禱、聖書朗読違憲判決の影響は否定し得ないところである。

(26) (1) 参照。

(27) Kauper, *supra*, op. cit. p. 38.

なお、この財政援助につき、初等中等教育を高等教育とによって宗教的影響が異なるとする *Financial Aid to Religion*, 61 *North western University L. Rev.* 786-787, (No. 5, 1966) がある。

(28) *Not Separation, but Distinction and Cooperation Doctrine* がそれである。第二章四節三(3) (一六卷一号一〇一—一〇二頁) 参照。